

京都府議会と京都府立大学との包括連携に関する協定書

京都府議会（以下「甲」という。）と京都府立大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、二元代表制の一翼を担い、府民の代表として多様な意見を集約し、府の意思決定を行う京都府議会と、知の拠点として教育・研究と人材育成に取り組む京都府立大学が包括連携することにより、地域が抱える様々な課題についての的確に取り組むとともに、魅力ある地域づくりの推進や人材の育成に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事業について連携し、協力する。

- （1）甲の政策形成及び調査・研究に関する事項
- （2）乙の教育・研究及び人材育成に関する事項
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、前条の連携事項を円滑に推進するため、両者協議の上、双方の負担に配慮し、弾力的な運営に努めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和7年3月31日までとする。
ただし、本協定の有効期間満了の日から2箇月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合には、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(疑義の処理)

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成、それぞれ1通を保有する。

令和6年3月18日

甲 京都府議会
議長

石 田 宗 久

乙 京都府立大学
学長

塚 本 康 浩